

(案)

【資料第 14-1 号】
平成 30 年 月 日

文京区立さしがや保育園アスベストばく露に伴う健康対策に関する 協定書の一部を変更する協定書について

1 変更協定について

「文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」及び「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱とその基本となる考え方」に基づき実施する健康対策を確実に実施するために、区長と希望された健康対策対象者（アスベストばく露を受けた元園児については、その法定代理人保護者）との間で協定を締結しております。

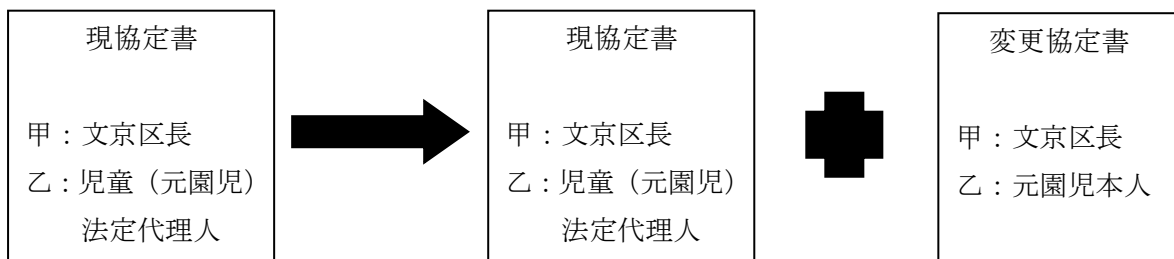
元園児達の多くが成人となるため、協定書の名義を法定代理人から元園児本人の単独名義に変更したいとの要望を保護者委員よりいただいております。

そこで、法定代理人である保護者から元園児の単独名義に変更するための協定書（以下、変更協定書という）の締結について、ご案内いたします。

2 変更協定書について

既に協定を締結している方で、法定代理人である保護者から元園児本人単独の名義に変更したい方は、本人の申し出に基づき新たに名義変更のための協定を締結します。協定の内容そのものに変更はなく、既に締結している協定の効力に影響はありません。変更協定を締結しない場合も同様です。

※イメージ図



双方記名押印の上で各自 1 部を保有する。

3 変更協定の結び方について

【変更協定を希望される方】

変更協定を希望される方は、別紙「変更協定締結意思確認票」の必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて事務局宛にご返送ください。新たな協定書の様式を送付いたします。

【変更協定を希望されない方】

変更協定を希望されない方は、お手続きは不要です。今後考えが変わり、締結を希望される場合には事務局までご連絡ください。

【現協定を締結していない方】

現協定を締結していない方で、新たに協定締結を希望される方は、下記担当までご連絡ください。別途手続きについてご案内いたします。

4 締切日

平成30年4月27日（金）

※締切日を過ぎても対応いたしますので、「変更協定締結意思確認票」を事務局までお送りください。

5 その他

本通知は健康対策対象者の皆様に送付しておりますが、本通知の送付時点で成人を迎えていない元園児については、成人を迎えた時点で締結の手続きを行いますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】

文京区幼児保育課幼児保育係

担当 中村・長谷川

TEL 03-5803-1189